

## 高岡地区広域圏事務組合建設業者選考委員会規程

平成14年3月27日訓令第1号

改正 平成17年11月1日訓令第4号

### (設置)

第1条 高岡地区広域圏事務組合が発注する建設工事の請負及び業務委託（建設コンサルタント業務、測量、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務をいう。）の業者を選定するため、高岡地区広域圏事務組合建設業者選考委員会（以下「委員会」という。）を置く。

### (審議事項)

第2条 委員会は、以下の事項を審議する。

- (1) 競争入札に付そうとする場合における入札参加者の資格審査
- (2) 指名競争に付そうとする予定価格が1件130万円超の建設工事、1件50万円超の業務委託の入札参加者の選定

### (組織)

第3条 委員会の種類、所掌事務、委員長及び委員は、別表のとおりとする。

- 2 委員長は、委員会の会務を処理し、会議の議長となる。
- 3 委員長に事故あるとき又はかけたときは、あらかじめ指名された委員がその職務を代理する。

### (会議)

第4条 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 会議は委員の過半数以上が出席しなければ開会することができない。
- 3 委員会の議事は、出席者の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 特に緊急を要し委員会を開くことができないとき又は委員長が軽易と認めたときは、委員に回議してこれに代えることができる。

### (議事の非公開)

第5条 委員会の議事は公開しない。

- 2 関係者は委員会の内容を他に漏らしてはならない。

### (庶務)

第6条 委員会の庶務は総務課で処理する。

### (その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が別に定める。

### 附 則

#### (施行期日)

- 1 この訓令は、平成14年4月1日から施行する。  
(高岡地区広域圏事務組合建設業者選考審議会規程の廃止)
- 2 高岡地区広域圏事務組合建設業者選考審議会規程(平成10年高岡地区広域圏事務組合規程第3号)は、廃止する。

(高岡地区広域圏事務組合建設工事等入札参加資格者に関する規程の一部改正)

- 3 高岡地区広域圏事務組合建設工事等入札参加資格者に関する規程(平成 10 年高岡地区広域圏事務組合規程第 4 号)の一部を次のように改正する。

[次のよう 略]

附 則 (平成 17 年 11 月 1 日訓令第 4 号)

この訓令は、平成 17 年 11 月 1 日から施行する。

別表 (第 3 条関係)

種 類	所 掌 事 務	委員長及び委員
第一委員会	建設工事の予定価格が 3,000 万円以上のもの又は業務委託の予定価格が 1,000 万円以上のもの (ただし、上記金額未満であっても、特別な事情がある場合はこの限りではない。)	委員長 代表幹事 委 員 関係市の幹事 事務局長
第二委員会	第一委員会の所掌事務以外のもの	委員長 事務局長 委 員 事務局次長 課長 所長 その他委員長が必要と認める者